

高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等が住民主体の通いの場に通い、地域住民等との交流を持つことで、社会的孤立を防止し、生きがいつくりや健康保持を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、高岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号イに規定する通所型サービス事業のうちサービス・活動B(通所型)を実施する団体に対し、高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金を交付することについて、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 活動が円滑に行えると認められる一定の地域内に居住する、5人以上の市民を構成員とするボランティア団体、特定非営利活動法人、地縁組織等であること。
- (2) 営利活動、政治活動、宗教活動又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (3) 市からサービス・活動B(通所型)の実施に係る他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業の内容)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) サービス・活動B(通所型)の実施場所が、高岡市内であること。
- (2) 年間を通じて概ね週1回以上の活動を継続して実施すること。
- (3) 1回の開催時間が、概ね2時間以上であること。
- (4) 体操、運動、レクリエーション、会食等高齢者の介護予防又は閉じこもり予防に資する活動を実施すること。

(補助金額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする団体は、高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が特に必要と定める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交

付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、速やかに高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助団体に通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了後10日以内又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 利用実績報告書

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第6条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助団体の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助団体は、高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、前条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1

項及び次条の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助団体に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第 13 条 補助団体は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第 14 条 市長は、規則第 16 条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第 10 条の規定による補助金の確定があつた後においても適用する。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助団体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、検査及び指示)

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第 13 条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第 17 条 補助団体は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

前項の規定にかかわらず、改正前の高岡市通所型サービスB事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をしてなお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

【補助対象経費】

項目		内容
立ち上げ経費		備品購入費、印刷製本費、施設の改修費等
活動経費	人件費	サービスの利用調整等に係る人件費
	交通費	サービスの利用調整等に係る交通費
	光熱水費	利用施設の冷暖房費、電気代等
	通信費	サービスの利用調整に係る通話料その他活動に必要な郵便料等（申請書類、講師依頼等）
	保険料	ボランティア保険等
	消耗品費	事務用品、書籍、教材費、消毒液等（利用者個人の直接的な利益となるものを除く。）
	印刷製本費	サービス・活動B（通所型）の周知に関するチラシ、ポスター等の印刷製本費
	謝礼金	活動に携わるボランティアに対する謝礼金

【補助金の額】

項目	補助金の額	補助限度額																				
立ち上げ補助	1 会場当たり 30,000 円（過去に市から、同一事業に係る立ち上げの補助を受けている場合を除く。）	30,000 円																				
活動補助 （通常分）	2 時間以上 4 時間未満<table><tr><th>参加人数</th><th>補助基準額</th></tr><tr><td>5 ～ 9 人</td><td>3,010 円/回</td></tr><tr><td>10～19 人</td><td>4,010 円/回</td></tr><tr><td>20～29 人</td><td>5,080 円/回</td></tr><tr><td>30 人以上</td><td>7,010 円/回</td></tr></table> 4 時間以上<table><tr><th>参加人数</th><th>補助基準額</th></tr><tr><td>5 ～ 9 人</td><td>4,570 円/回</td></tr><tr><td>10～19 人</td><td>5,890 円/回</td></tr><tr><td>20～29 人</td><td>7,400 円/回</td></tr><tr><td>30 人以上</td><td>10,100 円/回</td></tr></table>	参加人数	補助基準額	5 ～ 9 人	3,010 円/回	10～19 人	4,010 円/回	20～29 人	5,080 円/回	30 人以上	7,010 円/回	参加人数	補助基準額	5 ～ 9 人	4,570 円/回	10～19 人	5,890 円/回	20～29 人	7,400 円/回	30 人以上	10,100 円/回	484,800 円
参加人数	補助基準額																					
5 ～ 9 人	3,010 円/回																					
10～19 人	4,010 円/回																					
20～29 人	5,080 円/回																					
30 人以上	7,010 円/回																					
参加人数	補助基準額																					
5 ～ 9 人	4,570 円/回																					
10～19 人	5,890 円/回																					
20～29 人	7,400 円/回																					
30 人以上	10,100 円/回																					
活動補助 （家賃補助）	会場を賃借している場合、1 か月 10,000 円（賃借料が 1 か月 10,000 円未満の場合は、その賃借料とする。）	120,000 円																				
活動補助 （送迎補助）	送迎 1 回当たり 100 円	4,800 円																				

※補助金の額は、上記の各項目の合計額とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

高岡市長 あて

団体名
〒
(代表者) 住所
代表者氏名
連絡先

年度 高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金交付申請書

年度 高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金の交付を受けたく、高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙様式 1）
- (2) 収支予算書（別紙様式 2）
- (3) その他

様

年度 高岡市サービス・活動B（通所型）事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度高岡市サービス・活動B（通所型）事業補助金については、高岡市サービス・活動B（通所型）事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

高岡市長 印

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) この補助金は、当該補助事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 事業が完了したときは、事業完了後10日以内又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、高岡市サービス・活動B（通所型）事業補助金実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。
- (3) この補助金交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (4) 都合により実施しなかった場合は、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

高岡市長 あて

団体名
〒
(代表者) 住所
代表者氏名
連絡先

年度 高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高岡市指令 第 号で交付決定のあった 年度
高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金について、次のとおり補助事業等を変更(中止・廃止)したいので、高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更前交付申請額 金 円

4 変更後交付申請額 金 円

5 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙様式1）
- (2) 収支予算書（別紙様式2）
- (3) その他

年 月 日

様

高岡市長

印

年度 高岡市サービス・活動B（通所型）事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）申請のあった 年度 高岡市サービス・活動B（通所型）事業補助金については、高岡市サービス・活動B（通所型）事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり承認することに決定したので通知します。

- 1 補助金の変更（中止・廃止）の承認内容
- 2 補助金の変更（中止・廃止）の条件

年 月 日

高岡市長 あて

団体名
〒
(代表者) 住所
代表者氏名
連絡先

年度 高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金実績報告書

年 月 日付け高岡市指令 第 号で交付決定のあった 年度
高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金について、補助事業が完了したので、高岡市
サービス・活動 B (通所型) 事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告しま
す。

1 補助事業の完了年月日 年 月 日

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助対象経費の予算額 金 円

4 補助対象経費の実績額 金 円

5 添付書類

- (1) 事業報告書（別紙様式 1）
- (2) 収支決算書（別紙様式 2）
- (3) 利用実績報告書（別紙様式 3）
- (4) その他

年度 高岡市サービス・活動B(通所型)事業補助金確定通知書

(なお、要返納額については、 年 月 日まで返還することを命じます。)

年 月 日

高岡市長 印

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の決定通知済額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の既交付額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金の追加交付額
(又は要返納額) | 金 | 円 |

年 月 日

高岡市長 あて

団体名
〒
(代表者) 住所
代表者氏名
連絡先

年度 高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金請求書

年 月 日付け高岡市指令 第 号で交付確定のあつた 年度 高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金について高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	支店名
種目・口座番号	普通 ・ 当座 口座番号
フリガナ	
口座名義	

※ 通帳の写しを添付してください。

年 月 日

高岡市長 あて

団体名
〒
(代表者) 住所
代表者氏名
連絡先

年度 高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金概算払請求書

年 月 日付け高岡市指令 第 号で交付決定のあつた 年度 高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金について高岡市サービス・活動 B (通所型) 事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	支店名
種目・口座番号	普通 ・ 当座 口座番号
フリガナ	
口座名義	

※ 通帳の写しを添付してください。

(別紙様式1)

年度 高岡市サービス・活動B(通所型)事業(計画書・報告書)

実施団体名		
事業内容 (年間計画)		
実施(予定)時間等	事業期間： 年 月 日～ 年 月 日 実施時間： 時 分～ 時 分(毎週 曜日)	
実施(予定)会場		
実施(予定)会場 使用料	あり (円/回) ・ なし	
利用可能人数	1回あたり 人	
利用者数見込み	月平均 実 人	
従事者数	1回あたり 人	
利用者負担	あり (円/回) ・ なし	
食事、茶菓等の提供 の有無	食事：あり ・ なし 茶菓：あり ・ なし	・ 事業所で調理し、提供 ・ 外部から搬入 ・ その他 ()

※計画書の内容について情報を公開します。(利用者数見込み及び従事者数は除く。)

(別紙様式2)

収支 (予算書・報告書)

収入

(単位：円)

科目	金額	内訳
市補助金		
参加者利用料		
団体自己資金		
その他		
合計		

支出

(単位：円)

補助対象となる経費		
科目	金額	内訳
人件費		
交通費		
光熱水費		
通信費		
保険料		
消耗品費		
印刷製本費		
謝礼金		
小計①		
補助対象とならない経費		
小計②		
合計		

(別紙様式3)

利用実績報告書

(月 ～ 月分)

活動月日	曜日	時間	事業対象者等		その他		合計	
			男	女	男	女	男	女
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						
		～						

※事業対象者等とは、事業対象者や要支援者、継続利用要介護者のことをいう。

【主な活動内容】